

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】令和3年12月16日(2021.12.16)

【公開番号】特開2020-163942(P2020-163942A)

【公開日】令和2年10月8日(2020.10.8)

【年通号数】公開・登録公報2020-041

【出願番号】特願2019-64963(P2019-64963)

【国際特許分類】

B 6 0 K	35/00	(2006.01)
G 0 2 B	27/01	(2006.01)
G 0 9 G	5/00	(2006.01)
G 0 9 G	5/38	(2006.01)
B 6 0 R	11/02	(2006.01)

【F I】

B 6 0 K	35/00	A
G 0 2 B	27/01	
G 0 9 G	5/00	5 1 0 A
G 0 9 G	5/00	5 5 0 C
G 0 9 G	5/38	Z
G 0 9 G	5/00	5 5 0 B
B 6 0 R	11/02	C

【手続補正書】

【提出日】令和3年11月5日(2021.11.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

画像形成部と、

前記画像形成部で形成された画像を、ユーザーに対して視認可能な虚像として投影可能な投影部と、

を備える表示装置であって、

前記画像形成部は、前記投影部が投影する前記虚像の投影位置を決めるための位置情報を検出するセンサーからの入力信号に基づいて前記画像を形成し、

前記投影部による投影領域は、実像に前記画像形成部で形成された第1の画像が前記虚像として重なるように重畳表示される第1の投影領域と、前記第1の領域とは異なる位置に位置し、前記画像形成部で形成された第2の画像が非重畳表示される第2の投影領域と、を含み、

前記センサーのセンシングの信頼度に応じて、互いに同一の意味をもつ前記第1の画像と前記第2の画像を、前記第1の画像として前記第1の投影領域に重畳表示するのか、或いは、前記第2の画像として前記第2の投影領域に非重畳表示するかが切り換えられる、表示装置。

【請求項2】

前記信頼度が所定の閾値を超えている場合に、前記第1の投影領域に前記第1の画像が表示され、前記信頼度が所定の閾値以下の場合に、前記第2の投影領域に前記第2の画像が表示される、

請求項 1 に記載の表示装置。

【請求項 3】

前記信頼度が、所定の閾値を超えている時間が所定の時間以上続いた場合に、前記第 1 の投影領域に前記第 1 の画像が表示され、それ以外は前記第 2 の投影領域に前記第 2 の画像が表示される、

請求項 1 に記載の表示装置。

【請求項 4】

前記重畳表示から前記非重畳表示に切り換わるための前記信頼度の条件と、前記非重畳表示から前記重畳表示に切り換わるための前記信頼度の条件が異なる、

請求項 1 に記載の表示装置。

【請求項 5】

前記非重畳表示から前記重畳表示に切り換わるための前記信頼度の条件は、前記重畳表示から前記非重畳表示に切り換わるための前記信頼度の条件よりも厳しい、

請求項 4 に記載の表示装置。

【請求項 6】

一旦前記非重畳表示された前記第 2 の画像は、前記第 2 の画像が意味する情報が無効になるまで前記重畳表示には切り換えられない、

請求項 1 から 5 のいずれか一項に記載の表示装置。